

# 「監視社会」の危険性、論点に 「共謀罪」 法案審議開始

朝日新聞 2017年4月20日



「共謀罪」法案  
法案をめぐる19日の衆院法務委員会

野党の指摘	政府の答弁
<b>公権力の監視は強まるのか</b> 警察は通常業務の一端で組織的犯罪集団でない人々を監視対象にしている。共謀罪ができれば、普通の人の日常の行為が対象になる (共産・藤野保史氏)	国民が不安や懸念を抱くことがないように捜査の適正の確保に向けて政府としてしっかり取り組む (安倍晋三首相)
<b>市民は対象にならないのか</b> 組織的犯罪集団を判断するのは警察だ (共産・藤野氏)	対象団体は、テロ組織、暴力団、薬物密売組織、振り込め詐欺といった重大犯罪を目的とする組織的犯罪集団に限定され、一般の方が対象となることはない (安倍首相)
<b>何をすると罪に問われるのか</b> キノコなどの山の幸を無許可で採ったら共謀罪になるのに、海の幸を取ってもならないのはなぜか (民進・山尾志桜里氏)	組織的犯罪集団が現実的に行う可能性のある犯罪を選んだ (林真琴・法務省刑事局長)
<b>テロ対策や条約締結に必要か</b> 条約はテロ対策ではない。経済的利益を得るための国際的な犯罪組織を取り締まることが目的の条約を国内法で担保する法案が何でテロ対策なのか (民進・枝野幸男氏)	テロが世界各地で発生し日本人も犠牲となるなか、東京五輪を3年後に控える。「テロ等準備罪」の新設で組織的に行われる重大な犯罪の未然防止に資する (安倍首相)

「共謀罪」法案をめぐる19日の衆院法務委員会での野党の指摘と政府の答弁

「共謀罪」法案の実質審議が19日の衆院法務委員会が始まった。「テロ対策」を強調して今国会での成立を目指す安倍政権に対し、「監視社会」につながる危険性が大きな論点として浮上。論戦では、法案の必要性や適用対象のあいまいさが焦点になった。

## 特集「共謀罪」

「テロ対策は実効的なものをやるべきだ。共謀罪をつくったときに何が起きるのか。私は捜査機関の監視が強まると思う」

検事出身である民進党の山尾志桜里氏がただしたのは、法案がもたらす「監視社会」への懸念だった。

テロ対策の必要性を前面に掲げる安倍晋三首相は「条約の必要性については委員も認めているのだから、締結するための担保法に賛成していただきたい」と主張。「『監視』とはどういう意味で使っておられるか」と述べ、正面から答えなかった。

野党側が法案審議の焦点に見定めるのは、テロ対策と、捜査機関による社会の監視とのバランスだ。

これまでの国会審議でも、首相が「万が一にも（東京五輪・パラリンピックで）テロが起きれば悔やんでも悔やみ切れない。考え得る限りの対応はとって責任を果たしていくべきだ」と訴えたのに対し、「（米国政府による膨大な個人情報監視の事実を暴露した）エドワード・スノーデン氏は『テロ対策は口実で、政府の覇権のためだった』と述べている」（民進の逢坂誠二氏）などと警鐘を鳴らしてきた。

この日の審議で、共産党の藤野保史氏は2014年に発覚した岐阜県警の問題を取り上げた。

中部電力の子会社が進める風力発電施設の建設にからみ、県警大垣署が反対住民や市民

運動家らの個人情報などを同社に提供し、対策を協議していた問題だ。

藤野氏は「犯罪でも何でもない風力発電の勉強会を開催している住民たちを監視し、過激派呼ばわりしながら、警察は『通常業務の一環』と言っている」と指摘。「通常業務で監視や犯罪組織でも何でもない方の情報が集められている。共謀罪が新設されれば、警察の目が私たちの生活の隅々に及んでいくのではないかと問題視した。

首相は「警察はテロ対策など、公共の安全と秩序の維持という責務を果たすため必要な情報収集を行っているが、法令に基づき適切に職務を遂行している」と反論。「市民団体など一般の方が対象となることはない」と言い切った。

政府・与党は今回、「内心を取り締まる」との批判が高まって過去3回廃案になった共謀罪から「テロ等準備罪」と呼び名を変えたものの、監視社会批判が広がることは気にしている。自民党の宮崎政久氏は質問のなかで「(戦前の)治安維持法を取り上げて批判する声が聞こえてくるが、当時と現代では我が国の民主主義の状況や刑事司法制度のレベル、社会意識は格段に異なっている」と訴えた。

組織的な犯罪集団と一般的な団体の違いのあいまいさを指摘し、その危険性をただす野党側に対し、金田勝年法相はこう答弁した。

「条文上の限定によりまして、組織的犯罪集団とそれ以外の団体との区別はおのずと明らかになると考えております」

#### ■あいまいな「対象」の線引き、質問相次ぐ

政府が限定したと強調する「共謀罪」の要件や対象の線引きをめぐる質問が相次いだ。

民進の山尾氏は政府が277に絞り込んだという対象犯罪について、保安林でのキノコの違法採取といった森林法違反が「共謀罪」に問われるのに、「海の幸(の違法採取)はなぜ入っていないのか」と質問。さらに、墓荒らしや無許可でのごみ収集業が対象犯罪に含まれていることについて、「それを取り締まることでテロを予防できるのか」と指摘した。

法務省の林真琴刑事局長は「組織的犯罪集団が現実に行う可能性のある犯罪を選んだ」と説明したが、対象犯罪とテロ犯罪との関係を示す明確な基準は示さなかった。

「全国展開する音楽教室で著作権料を支払わずに楽譜を使って演奏し、著作権法違反になれば、普通の団体も組織的犯罪集団に当たるのではないかとただしたのは、民進の枝野幸男氏だ。対象犯罪が広すぎることに加え、「一般人は対象にならない」という政府の説明に疑問を投げかけた。

林氏は「(事例の団体が)著作権法違反を行うために結合しているとは到底認められない」と共謀罪の成立を否定。一方で「法案の要件を満たせば、テロリズム集団以外でも組織的犯罪集団と認められる」とも述べ、集団が共謀罪の対象に当たるかは、集団が結成された目的に着目して捜査機関が個別に判断するとの考えを示した。

政府はこれまで過去3度廃案になった法案との違いを強調してきたが、この日の質疑で林氏は「限定しようとした適用対象の範囲は同じだ」とも説明した。

政府が、犯罪の合意だけでは処罰対象にならないと強調するため、法案に新たに盛り込んだ「準備行為」も定義が問われた。

国会会期末の直後の6月23日に東京都議選の告示を控え、世論や支持者の反発を警戒する公明党の国重徹氏は「毒殺する計画を立て、メンバーの一人が刺殺のためのナイフを買った場合、ナイフの購入は準備行為に当たるのか」と質問した。

林氏はナイフの購入が「計画に基づくものとはいえ、準備行為には当たらない」と説明。ただ、どんな行為が準備行為に当たるか問われた金田氏は「計画の内容に照らして客観的に判断される」との一般論を繰り返した。(南彰、金子元希)

## 「共謀罪」法案が実質審議入り 野党は廃案求める

朝日新聞 2017年4月19日

犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織的犯罪処罰法の改正案が19日、衆院法務委員会で実質審議入りした。安倍晋三首相は、法案が東京五輪に向けた「テロ対策」に有効であり、国際条約を締結する上で早期の成立が必要と強調。廃案を求める民進、共産両党は「捜査機関による監視社会につながる」と批判し、主張は真っ向からぶつかった。

自民、公明両党の幹事長らは委員会に先立つ同日朝、東京都内のホテルで会談し、今国会での法案成立を期す考えを確認した。

委員会で、首相は自民の宮崎政久氏の質問に対し、法案の目的が国際組織犯罪防止条約の締結にあると強調。海外では日本人が犠牲になるテロも起こるなか、2020年に東京五輪・パラリンピックの開催を控える現状を説明し、「テロ対策は喫緊の課題。条約締結により、テロを含む国際的な組織犯罪の抜け穴を防ぐ上で、極めて重要だ」と述べた。

公明党の国重徹氏の「捜査権の乱用による不当な人権侵害を懸念する声が出ている」との指摘には、「不安や懸念を国民が抱くことのないよう捜査の適正性確保に向けて、政府として取り組む」と答えた。

一方、民進の山尾志桜里氏は、法案が対象犯罪とする森林法違反や廃棄物処理法違反を挙げて、テロ対策の効果に疑問のある罪が含まれていると指摘。「リアリティーのないテロ対策ではなく、現実味のある効果的なテロ対策をやるべきだ」と主張した。

政府が法案の適用対象を「組織的犯罪集団」と規定し「一般の人は対象にならない」と説明していることについて、共産の藤野保史氏は「組織的犯罪集団と判断するのは警察だ。普通の人たちの日常の行為が監視や捜査の対象になっていく」とただした。首相は「テロ組織や暴力団といった重大な犯罪を行うことを目的とする組織的犯罪集団に限定され、一般の方が対象となることはない」と答えた。

日本維新の会の松浪健太氏は法案自体に反対しない立場を示し、「共謀罪」が創設された場合に「(取り調べの)録音・録画を義務化するべきだ」と求めた。

委員会前の理事会では、法務省刑事局長の出席を鈴木淳司委員長(自民)が職権で決めたことに民進、共産が反発。山尾氏は「答弁能力に欠ける法相の発言で、この『共謀罪』がテロ対策の役に立たないことがばれてしまうことを恐れている」と政府・与党の姿勢を批判した。(金子元希)

## 「共謀罪」適用範囲で応酬 音楽教室が該当？ キノコ採りも？

東京新聞 2017年4月20日

犯罪の合意を処罰する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案は十九日、衆院法務委員会で本格的な質疑が始まった。政府・与党は東京五輪・パラリンピックを控えてテロ対策として法整備の必要性を強調。民進、共産両党は、対象となる「組織的犯罪集団」や対象犯罪の曖昧さを追及し、「一般市民も処罰される可能性がある」などと廃案を

求めた。（土門哲雄）

民進党の枝野幸男氏は、共謀罪の対象犯罪に著作権法違反（著作権侵害）が含まれていることを疑問視。日本音楽著作権協会（JASRAC）がピアノ教室などの演奏に著作権料を課そうとしている問題に触れ、音楽教室の人たちが「組織的犯罪集団」に当てはまりかねないと指摘した。

法務省の林真琴刑事局長が「著作権法違反という犯罪行為を行うために集まっていることを立証できなければ、共同目的が犯罪実行にある（組織的犯罪集団）とは言えない」と説明したのに対し、枝野氏は「そんなこと、条文のどこに書いてあるのか。明らかに法の欠陥だ」と述べた。

また同党の山尾志桜里（しおり）氏は、対象犯罪に含まれた森林法違反を巡って追及。「保安林区域内の立木、竹、キノコなどの窃盗は、組織的犯罪集団の資金を得るために想定される」（十七日の衆院決算行政監視委での金田勝年法相の答弁）とした一方で、海産物が対象外とされたことや、墳墓発掘死体損壊なども対象犯罪とされたことを挙げ、「これを取り締まることでなぜテロが予防できるのか」とただした。

林氏は「組織的犯罪集団が現実的に行う可能性がある犯罪を選んでいる」と答えたが、山尾氏は「リアリティーのないテロ対策より、現実味のある効果的な対策が必要だ」と訴えた。

前回十四日の法務委で法案の趣旨説明を終えたのを受け、十九日から本格質疑となり、法案採決の目安となる審議時間の対象になる。

<共謀罪> 日本が2000年に署名した国際組織犯罪防止条約は「重大犯罪の合意」などを犯罪化するよう求めた。これを根拠に政府は03～05年、共謀罪を新設する組織犯罪処罰法改正案を3度にわたって国会に提出。適用対象が曖昧で、600以上の犯罪を実行前に処罰できるようになるとして批判が強まり、いずれも廃案となった。政府は適用対象を「組織的犯罪集団」と定め、現場の下見など犯罪の「準備行為」を要件に加えた改正案を今国会に提出した。

9つの論点 4月19日衆院法務委員会でのやりとり		
<b>「心の中」の 処罰(違憲の 恐れ)</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画段階の捜査で人権侵害の恐れ</li> <li>2 何が「合意」に当たるのか</li> <li>3 何が「準備行為」に当たるのか</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権法違反も対象犯罪。日本音楽著作権協会(SRAC)はヤマハやカワイなどの音楽教室に料金を払わなければ著作権法違反だと主張して (民進・枝野幸)</li> <li>・音楽教室が著作権法違反を実行するために結んでいるとは到底認められない。組織的犯罪集客観的に認定されるかどうか。違法性の認識が必要とされない (法務省刑事局長・林真)</li> <li>・音楽教室は著作権法違反で悪いことをやろうとしているのではないから違うなんて、条文に書いてあるのか。明らかに法の欠陥だ (民進・枝野幸)</li> </ul>
<b>一般人の 処罰</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>4 何が「組織的犯罪集団」に当たるのか</li> <li>5 冤罪(えんざい)、誤認逮捕の恐れ</li> </ol>	
<b>「テロ対策」 なのか</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>6 なぜ対象犯罪が277なのか</li> <li>7 テロを防止できるか</li> <li>8 国際組織犯罪防止条約はテロを対象にしているのか</li> <li>9 共謀罪なしで条約締結できないのか</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林でキノコとか竹とか山の幸を無許可でもテロの資金源だから共謀罪という話があるが、じゃあ、海産物、海の幸はなぜ入っていない (民進・山尾志桜)</li> <li>・対象犯罪の選択に当たっては、組織的犯罪集客観的に現実的に行う可能性がある犯罪を選んでいる (法務省刑事局長・林真)</li> </ul>

社説

## 「共謀罪」審議 必要性自体合点ゆかぬ

北海道新聞 04/20

「共謀罪」の構成要件を変更してテロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案がきのう、衆院法務委員会で実質審議入りした。

共謀罪は実行行為を処罰する刑法の原則を大きく変質させるもので、憲法が保障する内心の自由を侵しかねない重大な危険があると繰り返し主張してきた。

政府は法改正の理由に「テロ対策」を前面に掲げる。だが、誰も否定できないテロ対策を隠れみに市民社会への監視を強めるのが本当の狙いではないか。

国会は徹底審議によってこうした問題点を国民の前に浮き彫りにすべきである。与党が数の力によって押し切る強引な運営は断じて許されない。

安倍晋三首相は委員会で「東京五輪・パラリンピックを控え、テロ対策は喫緊の課題だ」と述べ、早期成立に重ねて意欲を示した。

またテロ捜査で各国と連携するには187の国・地域が加わっている国際組織犯罪防止条約(TOC条約)の締結が極めて重要で、条約が定める国内法整備として成立させる必要があると説明した。

だが日本でも殺人、ハイジャックといった重大犯罪は予備罪、準備罪などでの摘発が可能であり、現行の法体系でも条約締結はできると日弁連などは主張する。

条約加盟国が全て日本の水準を上回る厳格な法整備をしているのか、政府の明確な説明は今のところない。これでは説得力を欠く。

その一方で、野党側からは森林法、廃棄物処理法違反など、テロ対策とは無縁と思えるような法律・罪名が共謀罪の対象となっていることへの追及が続いた。

立件に被害者の告訴などが必要な親告罪の著作権法違反も含まれる。民進党の枝野幸男氏は、著作権侵害を共謀し準備行為に入っただけでは、具体的被害がなく被害者は告訴できるのかと指摘した。

捜査当局の摘発の網を広げようとするあまり、ずさんな内容の法案になった実態が明るみに出たと言ってもいいのではないかと指摘した。

午前中の審議では、民進、共産両党が要求していない法務省の林真琴刑事局長の参考人出席を自民党の鈴木淳司委員長が職権で採決した。異例の事態に対し、民進、共産両党は激しく反発した。

与党は審議を充実させるためと言うが、金田勝年法相の不安定な答弁を懸念したのが真相だろう。

実際、この日も肝心な点は原稿を棒読みするような場面がほとんどだった。閣僚としての資質が問われるのは当然だ。

## 社説

### 「共謀罪」本格審議／数の力たのんで押し通すな

河北新報 2017.4.20

「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案の審議は、きょうから衆院法務委員会で本格化する。

東京五輪・パラリンピックの開催を控え、テロ対策に万全を期すための国内法整備と位置付け、成立を急ぐ政府に対し、民進党など野党は「国民の恒常的な監視が強まる」と廃案を目指す。

適用対象はテロ組織、暴力団、薬物密売グループなど「組織的犯罪集団」に限定し、現場の下見や資金の調達などの「準備行為」を前提とする。過去3度廃案になった法案と比べ要件を厳しくしたが、犯罪の計画段階で合意した全員が処罰される趣旨は変わらない。

取り扱い方によっては一般市民の人権を脅かしかねない危うさを含む法案である。拙速を排し、国民に分かりやすい審議を尽くしてほしい。

これまで「成案を得てから十分に説明する」と繰り返してきた金田勝年法相（衆院秋田2区）の答弁内容が注目されている。野党側は「担当閣僚が説明できない法案を成立させるわけにはいかない」と息巻く。大臣答弁の不安定さを突き、法案そのものの問題を露呈させる戦略を取る。

17日の決算行政監視委員会は前哨戦だった。政府が「テロ等準備罪」の対象犯罪を当初の676から277に減らしたことに関連し、民進党が「複数まとめて数えている。実際は300超では」と指摘。法相は「数え方に一定のルールはない」と答えたが、「ルールがなければ対象は広がりかねない」と、野党につけ込まれる材料を与えた。

揚げ足を取るような議論とはいえ、この法案の曖昧さの一端を示すやりとりだ。277の対象犯罪を巡っては、保安林区域内でのキノコなどの採取（森林法違反）や、著作権の侵害などテロとの関連が考えにくい項目が多数ある。なぜ対象にしたのか。政府は丁寧に説明する必要がある。

共同通信社による3月の世論調査によると、改正案への賛成が38.8%、反対は40.

0%と拮抗（きっこう）した。テロが世界各地で頻発する中、国内の備えを充実させることに異論のある国民はいないだろう。

しかし、その見返りに自由な市民運動や政治・言論活動が、公権力側の判断で「組織的犯罪集団」とみなされれば一人一人が監視され、捜査対象になる恐れは拭えない。

そもそも今回の法整備によって政府が目指すのは、国際組織犯罪防止条約の締結だ。この条約は国際マフィアのマネーロンダリング（資金洗浄）など資金対策が中心で、テロ防止には役立たないという見方もある。

テロ対策に徹するなら「共謀罪」の焼き直しではなく、テロ限定の法体系にするのが筋だ。目的や効果ははっきりせず、国民の不安だけを増幅させる法案を数の力で押し通すことがあってはならない。

## 「テロ対策とウソつくな」国会近くで「共謀罪」反対集会

朝日新聞 2017年4月19日



拳を上げ、「共謀罪の新設反対」と訴える参

加者たち＝東京都千代田区永田町2丁目の衆議院第二議員会館前の路上



東京・永田町の国会近くでは19日昼、「共謀罪」法案に反対する集会が開かれた。市民団体や労働組合、宗教関係者ら約250人（主催者発表）が参加し、「テロ対策とウソつくな」「思想の自由を抑圧するな」などと声を上げ、法案の廃案を求めた。

特集：「共謀罪」

「共謀罪NO！実行委員会」の海渡雄一弁護士が、海外で共謀罪が労組の弾圧に使われた歴史に触れ、「テロ等準備罪とは偽りの名。普通の人に適用されないという政府の説明はウソだ」と訴えた。野党の国会議員もマイクを持ち、法案の撤回などを求めた。

東京都杉並区の鍼灸（しんきゅう）師、柏木美枝子さん（63）は、「内心の自由が侵されかねないのに、テロ対策という印象操作によって法案の危うさが市民に伝わっていないのが心配」と話した。（編集委員・豊秀一）